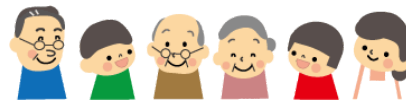
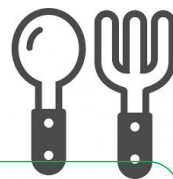


# 令和8年度 募集案内



## 食堂はぐくみ活動支援事業補助金



### 事業趣旨

奈良県は、こども食堂が実施する、こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供するこどものはぐくみ活動を支援するため、補助対象期間で利用者の利用料を無料にするこども食堂に対し、必要経費を補助します。

### 補助対象団体（補助金を受けられる団体）

奈良県内でこども食堂を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。

- ① 本事業の実施における団体名及び代表者が定められていること。
- ② 定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを定め、予算経理を明らかにしていること。
- ③ 継続的（月1回以上）に開催する計画を立てている団体であること。
- ④ 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。

### 補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

次に掲げる要件の全てに該当することとします。

- ① こども食堂が、補助対象期間中において、次のいずれかの取組を行うこと。  
ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供  
イ 季節毎の行事の開催
- ② 補助対象期間において②の取組を行う際には、全ての利用者の利用料を無料にすること。
- ③ 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、こどもや保護者が広く利用できるよう広報活動を行うこと。
- ④ 集合型でこども食堂を開催する際は、食事の提供だけでなく、利用者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、利用者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる居場所の機能を提供すること。
- ⑤ デリバリーやテイクアウトによりこども食堂を開催する場合は、食事の提供だけではなく、必要に応じて利用者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。
- ⑥ 団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置するなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。
- ⑦ 周囲の環境等に配慮すること。また、傷害保険に加入するなど食中毒等の安全の確保を十分に図ること。

### 補助対象経費

- ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供に必要な経費
- イ 季節毎の行事の開催に必要な経費

【経費内訳】

- ・ 食材費（弁当購入費、食材、調味料等）※上記アのみ対象
- ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・ 消耗品費（チラシ印刷代、台所用品、食器類、調理器具等）
- ・ 保険料（傷害保険等）
- ・ 手数料及び負担金（食品衛生責任者養成講習会の受講費用）



※ 報償費及び旅費（ボランティアへの謝金及び交通費等）は補助対象外です。

※ ア は、食事の提供や調理の機会の提供を伴う活動が対象となります。

※ イ は、食事の提供等を伴わない行事の開催等が対象となります。そのため対象経費に食材費は含まれていません。

※ 補助対象経費は、食事に関係するものに限らず、学習、遊びに使う道具（例：筆記用具、本、トランプ、オセロ等）やこども食堂の運営にかかる経費（事務用品、掃除道具）の購入経費も対象となります。ただし、こども食堂の活動でのみ使用するものに限りです。

## 補助対象期間

交付申請年度の4月当初以降の交付決定日から1月末日（※）

○上記期間中に実施し、かつ、完了する事業であることが必要です。

（※）4・5月分を申請する場合は、事前着手届が必要です。

## 補助金額

1団体につき、補助対象期間（月単位、上限10か月）に

月額上限5万円を乗じて得た額を限度とします。

（全ての期間を申請いただいた場合、最大50万円まで）

ただし、「奈良県安心・安全こども食堂認証制度事業実施要綱」で定める「奈良県安心・安全こども食堂認証制度」にて認証済みの団体の場合は、月額上限6万円を乗じて得た額を限度とします。

（全ての期間を申請いただいた場合、最大60万円まで）

なお、他の補助金等で申請している経費は申請しないでください。

### ☆前年度との変更点☆

① ボランティアへの謝金及び交通費等が補助の対象外

② 補助金額の 月額上限は原則5万円

申請時に奈良県安心・安全こども食堂認証制度で認証済みの場合、月額上限は6万円



## 募集期間

※切：令和8年5月1日（金）～5月20日（水）必着 ※先着順

持参の場合は、平日9～12時、13～17時（土日祝、年末年始及び12時～13時を除く）の受付です。

※様式以外の添付書類で、メールへの添付が難しい場合は郵送や持込でも受付可能ですが、期限必着です。

※募集期間を過ぎた場合は、受付できません。

**【注意①】 先着順につき、募集期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。**

**【注意②】 申請額が予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合があります。**

## 応募方法

○奈良県こども家庭課のホームページから募集要領等を確認のうえ、申請書類をダウンロードしていただき、ファイル形式は変えずに必ずメールで提出してください。メール送信後、必ず到着確認のお電話をお願いします。

○メールでの提出が難しい書類については、郵送・持参での申請も受け付けます。ただし、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。

○申請について、相談がある場合はお早めにご連絡ください。

## 問い合わせ先・応募先

奈良県 地域創造部 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係（〒630-8501 奈良市登大路町30）

e-mail：[kodomo@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kodomo@office.pref.nara.lg.jp) TEL:0570-020-262 FAX:0742-27-8107